

別紙「ベビーシッター派遣事業実施要綱」新旧対照表

新	旧
<p>別添 1</p> <p style="text-align: center;">ベビーシッター派遣事業実施要綱</p> <p>第 1 ～ 第 4 (略)</p> <p>第 5 事業の実施方法 (略)</p> <p>1 ベビーシッター派遣事業 (通常分) (1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 割引券対象サービス</p> <p>① (略)</p> <p>② ①に規定する保育等施設への送迎は、原則として家庭内における保育等のサービスに必要な送迎であって、次のアからエの規定を充たす場合にのみ割引券の対象とする。</p> <p>ア 家庭と保育等施設との間の送迎であって、保育等施設間の送迎ではないこと。</p> <p>イ 同一家庭以外の複数の乳幼児等を同時に送迎するものでないこと。</p> <p>ウ 送迎の間の行程や乳幼児等の様子について、ベビーシッターが保育記録として記載しており、それにより保護者に報告していること。</p> <p>エ ベビーシッターの所属するベビーシッター事業者 (法人格を有し、実施団体が割引券等を取り扱う事業者として認定した</p>	<p>別添 1</p> <p style="text-align: center;">ベビーシッター派遣事業実施要綱</p> <p>第 1 ～ 第 4 (略)</p> <p>第 5 事業の実施方法 (略)</p> <p>1 ベビーシッター派遣事業 (通常分) (1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 割引券対象サービス</p> <p>① (略)</p> <p>② ①に規定する保育等施設への送迎は、原則として家庭内における保育等のサービスに必要な送迎であって、次のアからエの規定を充たす場合にのみ割引券の対象とする。</p> <p>ア 家庭と保育等施設との間の送迎であって、保育等施設間の送迎ではないこと。</p> <p>イ 同一家庭以外の複数の乳幼児等を同時に送迎するものでないこと。</p> <p>ウ 送迎の間の行程や乳幼児等の様子について、ベビーシッターが保育記録として記載しており、それにより保護者に報告していること。</p> <p>エ ベビーシッターの所属するベビーシッター事業者 (法人格を有し、実施団体が<u>(9)の①から⑦の規定により割引券等を取</u></p>

別紙「ベビーシッター派遣事業実施要綱」新旧対照表

新	旧
<p>者。以下「割引券等取扱事業者」という。)が運営する保育等施設の送迎でないこと。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(5) 割引券等の使用に関する事業主等の申込手続き</p> <p>① 割引券(ベビーシッター派遣事業割引券(双生児等多胎児家庭用)を含む(以下「割引券等」という。))の使用を希望する事業主等は、実施団体が策定する割引券等の使用、取扱いに関する事項を定めたベビーシッター派遣事業約款(以下「約款」という。)の規定内容および利用企業として企業名の公表に同意した上で、実施団体の専門サイトから申し込むものとする。この申込みは、事業主等のほか事業主等の委任を受けた支店長や営業所長等も行うことができるものとする。</p> <p>申し込みに当たっては、専門サイト内のベビーシッター派遣事業割引券等使用事業主等承認申込書兼担当者届に子ども・子育て拠出金の納付が確認できる書類(直近の社会保険料の領収証書等)の写しを添付して申し込むものとする。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>(8) 審査・点検委員会の設置</p> <p>① (略)</p> <p>② ①に規定する割引券等取扱希望事業者は、審査・点検委員会における審査・点検を受けるに当たっては、次のアからエ及び(9)⑧に規定する業務に要する経費等のため、手数料(以下「審</p>	<p>り扱う事業者として認定した者。以下「割引券等取扱事業者」という。)が運営する保育等施設の送迎でないこと。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(5) 割引券等の使用に関する事業主等の申込手続き</p> <p>① 割引券(ベビーシッター派遣事業割引券(双生児等多胎児家庭用)を含む(以下「割引券等」という。))の使用を希望する事業主等は、実施団体が策定する割引券等の使用、取扱いに関する事項を定めたベビーシッター派遣事業約款(以下「約款」という。)の規定内容に同意した上で、実施団体の専門サイトから申し込むものとする。この申込みは、事業主等のほか事業主等の委任を受けた支店長や営業所長等も行うことができるものとする。</p> <p>申し込みに当たっては、専門サイト内のベビーシッター派遣事業割引券等使用事業主等承認申込書兼担当者届に子ども・子育て拠出金の納付が確認できる書類(直近の社会保険料の領収証書等)の写しを添付して申し込むものとする。</p> <p>②～⑦ (略)</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>(8) 審査・点検委員会の設置</p> <p>① (略)</p> <p>② ①に規定する割引券等取扱希望事業者は、審査・点検委員会における審査・点検を受けるに当たっては、次のアからエ及び(9)⑧に規定する業務に要する経費等のため、手数料(以下「審</p>

別紙「ベビーシッター派遣事業実施要綱」新旧対照表

新	旧
<p>査手数料」という。)として <u>50,000 円(再認定の場合は 17,000 円)</u> を負担するものとする。</p> <p>ア 審査・点検委員会の運営に要する経費</p> <p><u>イ</u> 割引券等取扱事業者の認定後、実施団体が実施する監査指導に要する経費</p> <p><u>ウ</u> アおよびイのほか審査判定業務を行うために必要な経費</p> <p><u>なお、令和6年度の割引券等取扱希望事業者における令和7年度の審査手数料は 17,000 円を適用する。</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 割引券の使用手続き</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 承認事業主は、②の規定による割引券の取扱いについては、次のア及びイに基づいた処理を行う。</p> <p>ア 割引券に、対象者氏名 (<u>マイナンバーカードや運転免許証等の公的身分証明書</u>に記載してある氏名。以下同じ。) をあらかじめ入力した上で、対象者に交付する。</p> <p>イ (略)</p> <p>④～⑨ (略)</p> <p>(11)～(17) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6～第7 (略)</p> <p>別添2 (略)</p> <p>【様式】 (略)</p>	<p>査手数料」という。)として <u>7,000 円</u>を負担するものとする。</p> <p>ア 審査・点検委員会の運営に要する経費</p> <p><u>イ</u> 割引券等の支払等に関するシステムの改良に要する経費</p> <p><u>ウ</u> 割引券等取扱事業者の認定後、実施団体が実施する監査指導に要する経費</p> <p><u>エ</u> アからウのほか審査判定業務を行うために必要な経費</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 割引券の使用手続き</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 承認事業主は、②の規定による割引券の取扱いについては、次のア及びイに基づいた処理を行う。</p> <p>ア 割引券に、対象者氏名 (<u>健康保険被保険者証</u>に記載してある氏名。以下同じ。) をあらかじめ入力した上で、対象者に交付する。</p> <p>イ (略)</p> <p>④～⑨ (略)</p> <p>(11)～(17) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第6～第7 (略)</p> <p>別添2 (略)</p> <p>【様式】 (略)</p>